平成２４年（フ）第１４３号
名古屋市中川区西日置２丁目14番１号　サントピア日置1002号、住民票上の住所名古屋市中村区名駅南５丁目５番９号
債務者　岩室　映子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６号
長野県諏訪郡下諏訪町４番地
債務者　中嶋　健司
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　両角　達文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第１４号
栃木県栃木市大町２番６号
債務者　巻嶋　輝雄
1　決定年月日時　平成24年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩瀬　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第３３号
奈良県高市郡明日香村大字奥山676番地
債務者　的場　正輝
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮尾　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
名古屋市名東区高針３丁目203番地　ＫＡＴＯコーポ107号
債務者　谷口　静男
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月29日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７号
長崎県長崎市鳴見台２丁目40番６号
債務者　相川　伸司
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　敏嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０号
長崎県大村市杭出津３丁目406番地８、前住所長崎県大村市松並１丁目136番地３
債務者　田﨑　忠義
1　決定年月日時　平成24年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有馬　理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第４号
長野県松本市大字中山3535番地
債務者　磯田　均
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松　将太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７８０号
熊本市出仲間５丁目３―22―202号
債務者　内布　正敬
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　広美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２３号
茨城県つくばみらい市狸穴1063番地26、申立時の住所茨城県つくばみらい市伊奈東33番地15　コンドゥール101
債務者　伊藤　絵美
1　決定年月日時　平成24年２月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３８号
千葉県船橋市新高根３丁目13番36号　興和ハイツ101号
債務者　松本　俊一
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４０号
千葉市中央区要町２番16号　ルート東千葉302号
債務者　小池　雅彦
1　決定年月日時　平成24年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３３号
静岡県裾野市稲荷95番地の１　ルーエ21―102、前住所静岡県沼津市足高558番地の２　エンゼルハイム足高109号
債務者　斉藤　文子
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４号
三重県松阪市小黒田町287番地　コーポＫＯＮＩＳＨＩ201号、前住所三重県松阪市大黒田町1012番地６
債務者　高橋　由仮
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第７号
三重県多気郡明和町大字斎宮1190番地
債務者　山本万里子
1　決定年月日時　平成24年２月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第１５３９号
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地15棟403号
債務者　森蔭　州紀
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８２０号
京都市山科区川田土仏13番地７
債務者　小寺　照樹
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係